

初代女刑務所長・三田庸子は福祉を創ったのか？

——一番ヶ瀬康子の女性福祉の視点を背景に

Prison warden of The first woman Did・MITA Yoko do welfare-like support?

: Against the background of the angle of the female welfare of ICHIBANGASE Yasuko.

大浦 明美
OURA Akemi

要旨 一番ヶ瀬康子の著書「福祉を創った人びと 三田庸子—ひとりの憂いを去りしなば…」において、初代女刑務所長である三田は、福祉の視点で女子刑務所の改革をして実績を残したと述べている。しかし、その理由や検証は述べられていないことから、本稿にて明らかにしたい。まず、戦後と現代の累犯の女子特有な問題の異同を確認する。時代背景の違いはあるが、戦後の女囚の犯罪は、30歳以下の場合、覚せい剤取締法違反が多く、高齢者ほど窃盗が多いことは現代も同じような傾向が見られる。これを踏まえ、戦後時代を背景に、まず三田と一番ヶ瀬の共通点は同大学卒業、キリスト教の洗礼等であり境遇が似ていることに着目した。そして、三田の実績を中心に、「女」と「母性」、「就労」と「居場所」、「売春問題」と婦人保護、「累犯女子の更生支援」をサブテーマとして、三田は福祉を創ったと言えるのか女性福祉の視点から検証した。

I はじめに

敗戦後、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）において、女子刑務所の所長は女性であるべきという意向を示した。これにより当時の刑政局長夫人の薦めもあり、三田庸子（以下、三田という。）は、昭和21年（1946年）に初代女刑務所所長として就任する。勤務先は和歌山女子刑務所で、昭和34年（1946年～1959年）までの13年間、いくつかの業績を残した。

それは戦後間もない誰もが貧しかった時期で、生活保護法や児童福祉法、身体障害者福祉法がいち早く公布され実施された頃である。福祉という言葉も、日本国憲法で初めて使われ、〔国民の生存権、国の保証義務〕第25条の2項に、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とし、ここに「福祉」が出てくる。また、〔個人の尊重〕第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」に、「公共の福祉」として挙げられている。福祉の制度・政策は、日本国憲法をもとに施行されていった。

三田が刑務所の所長職を終えた26年後の昭和60年（1985年）、一番ヶ瀬康子（以下、一番ヶ瀬という。）は、80歳になった三田に直接インタビューを行っている。1980年代は戦後から高度経済成長を遂げた時代、刑務所内の処遇も変わり、ノーマライゼーション等の新たな福祉の理念が成り立ち、様々な社会環境の変化の中で法整備がなされ、更生保護や刑務所内の改革も進んでいる。そのような社会的背景の違いを踏まえながら、一番ヶ瀬は著書「福祉を担う人びと」第3章の「福祉を創った人びと 三田庸子—ひとりの憂いを去りし

なば…」の中で、三田の所長時代の実績として、女子刑務所における累犯の女子特有の問題への先駆的な改革について挙げている。

しかし、一番ヶ瀬は、それがなぜ福祉を創ったと言えるのかの理由については特に言及しておらず、検証もしていない。しかも、三田は女子刑務所改革をしたとは言え、刑務所は刑事施設であり福祉施設ではないので、刑務所での業績が福祉的な視点によるものとは限らないことにも一番ヶ瀬は触れていない。このことを逆に言えば、一番ヶ瀬は、刑務所での女子特有の問題への取り組みを、当然のように社会福祉や女性福祉の領域と捉えていたと認めざるを得ないだろう。

そこで本稿では、一番ヶ瀬の女性福祉の視点と三田の業績を取り上げ、改めて初代女子刑務所長・三田は福祉を創ったと言えるのかについて検証していく。

まず「婦人と犯罪」（昭和23年）、「平成25年犯罪白書 女子の犯罪・非行」等を参考に戦後の三田の刑務所長時代と現代の累犯の女子特有な問題の異同を確認する。それを踏まえ戦後時代を背景に、三田と一番ヶ瀬、両者の共通点を探りつつ、一番ヶ瀬の執筆した「福祉を創った人びと 三田庸子—ひとりの憂いを去りしなば…」の三田の業績を切り口に、一番ヶ瀬の女性福祉の視点を踏まえて考察する。

なお、文中構成上、著書等から引用しながら述べている。

Ⅱ 現代と戦後における累犯の女子特有な問題の異同

「平成25年犯罪白書 女子の犯罪・非行」と、三田の著書「婦人と犯罪」（昭和23年）等を引用し、現代と戦後の三田の刑務所長時代との違いとして、犯罪傾向や累犯女子特有な問題の異同を確認する。これにより現代とは違う戦後の女子刑務所時代の背景を描き、三田の業績の背景を捉える。

1 現代

1) 女子の犯罪

女子の検挙者人員は昭和56年から8万人前後で推移していたが、平成に入り一旦減少し、平成4年の5万2,030人を底として増加し始め、平成17年には8万4,175人に増加した。それをピークに減少し、平成24年は6万431人であった。

また、女子の一般刑法犯の検挙人員について、高齢化は顕著であり、65歳以上の高齢者の占める割合は、平成5年に5%台であったが、20年から20%以上で推移し、ついには24年には27.3%となり顕著な上昇傾向を示している。

また、平成24年の罪名別構成比については、男子（5割弱）に比べ、女子は窃盗が8割近くを占め、特に万引きの占める割合が6割強になっている。年齢層別に見ても、女子の高齢者は窃盗が9割を占め、そのうち万引きは8割に及び際だって高いと言える。

平成24年における女子の特別法犯の送致人員を罪名別でみると、覚せい剤取締法違反は22.1%、軽犯罪法違反12.9%、風俗適正化法違反10.6%、未成年者喫煙禁止法違反9.2%の順で高かった。

2) 女子の受刑者

(1) 女子犯罪の動向と年齢

女子の入所受刑者の人員は、平成5年は919人、その後増加し平成24年は2,225人となった。そのため、徐々に女子刑務所は増えて、現在は、札幌刑務支所、栃木刑務所、笠松刑務所、和歌山刑務所、岩国刑務所、麓刑務所、福島刑務所の7施設となっている。

それも罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反を抜いて窃盗が最も多くなっていて、女子の高齢化が進んでいる。もっとも、女子入所受刑者の29歳以下の若者層では、覚せい剤取締法違反の占める比率が50%を超え、30歳以上では年齢が上がるにつれて覚せい剤取締法違反の占める割合は減り、窃盗の占める割合が高くなる。50歳以上では窃盗の比率が55%、65歳以上の高齢者層では同比率が80%となっている。

婚姻状況は、婚姻歴のある者が約8割と高いし、無職者も約8割程度となっている。

女子の入所度数は初入者が約6割を占め、男性に比べて高い。再入者は高齢者においては入所度数が6～10度は約10%、11度以上が約5%を占めている。また、精神障害を有する者の比率は女子が15.4%であり、男子の7.5%よりも高い。特に摂食障害のある者が刑務所に106人、医療刑務所には18人が入所している。

これらをまとめると、現代の女子の入所者は年々増加し、30歳以下は覚せい剤取締法違反が多く、その後、加齢と共に窃盗が増加していく。そして若年女子は高校中退、年齢層が上がるにつれて高卒以上の者が多いと言える。また、婚姻歴ありが8割、無職者8割、再入所は高齢者が多重累犯であり、精神障害（摂食障害が多い）者も少なくない。

(2) 女子犯罪者と教育

女子の教育程度を見ると、不就学等や中学卒業の人員比率は、男子に比べ低く、高校卒業及び大学在学・中退・卒業の人員の割合は男子に比べて高い。さらに、29歳以下の若年者層は高校中退者の比率が高い。高齢者を除き、年齢層が上がるにつれて高校卒業以上の者の比率が高くなる。

2 戦後

女子の犯罪は、終戦前は上昇していたが、終戦の年に下降し、その後、増加の一途をたどっている。それでも、男子より少ないと言える。なぜ、女子の犯罪は男子より少ないのか、その制約要因について、三田の分析は下記のとおりである。

第一に、女子の社会的・政治的・経済的な地位が低く、言わば公的な生活面に位置することが少ないからである。終戦後女子の各方面への進出は向上しているが、法律上にとどまるものである。経済的には大方の女子は男子に寄生している。したがって、そうした女子の社会的活動の範囲が狭いことから、犯罪を限定している。

第二に、女子の生理的機能によるものがある。女子受刑者の平均犯罪年齢は28歳から30歳を上下している。つまり、女子の艶力の出盛りが犯罪率も高いということである。男子の艶力の出盛りは暴力的な犯罪が構成せしめており、女子は消極的なものであり、殺人でも毒薬を使用することがある。

第三、女子は飲酒による犯罪は少ない。また女子は禁欲をなしやすい、母性があり犯罪を制約する面が多い。

三田は、女子犯罪は、年齢的に見て艶力の最盛期、つまり、26歳から30歳までの女子の

犯罪者は累犯も多く、質的にも悪いとも述べている。当時の女子刑務所は、和歌山刑務所と栃木刑務所の2ヶ所であった。

1) 女子の犯罪

男子同様、窃盗が過半数を占めているが、放火も10%で、和歌山刑務所では、殺人・強盗が増加し、麻薬取締法違反等による入所も増加し、昭和25年頃より受刑者の総数も増加している。殺人は毒殺の手口が多く、殺害理由は憎悪、怨念、憤怒、嫉妬の感情が爆発したものと考えられる。女子の累犯者は、虚栄心強く、意思弱く、誘惑に負けやすい、家庭環境不良或いは放任、交友関係が悪い者、憤怒怨恨や嫉妬の情より家庭不和な者等、感情に流されやすい場面もあり、悪しき環境等の負のスパイラルによる影響が大きい場合もある。

そして、女子は感情にとみ、物事を感情によって処理しようとする。怨みやすく、嫉妬しやすく、見栄を張る。愛しやすく、涙もろい事は一般の共通である。また、女子は、意思が薄弱で、環境習慣に支配されやすく、判断力も乏しい。これらの女子の短所等が犯罪に非常な関係を持つてくる。三田は、女性の犯罪の7割は、その人の性格的なものであろうが、それが具体的に犯罪にむすびつくには、男を頼らなければ生活できない女性の状況や、男の身勝手さによるものであるという。女性の心身の機能、個人の生活機能、社会的環境因子も犯罪への因果関係があるとみて、三田は以下に述べていく。

(1) 女子犯罪の先天的原因

犯罪の原因を先天的と後天的に分けることができる。前者は遺伝的な素質、後者は教育・環境・気候風土・社会情勢を挙げることができる。

犯罪そのものは遺伝しないが、犯罪者家系というものがあるとの説には有力な根拠があるようである。たとえば、知的障害者（精神薄弱者）、大酒家、精神障害者、淫蕩者、性犯罪者あるいは異常性格を有し肉体的に不具疾病のある者が多数出たなど。しかし、家系の精神的特徴は、遺伝的原因と見なされる。

その遺伝的素質が環境の影響を受けて犯罪となって現れたというべきである。しかし、犯罪者の家系をさかのぼって、遺伝的素質を調査することは不可能である。

(2) 生活苦による犯罪

日本でも無資産階級に犯罪が多い。男子も女子も禁欲・物欲が犯罪を誘発する。貧困が犯罪の原因の過半を占め、女子においては子殺しまでに進むこともある。戦後の母子の深刻な生活難がひそんでいる。

(3) 女子犯罪者と職業

女子の犯罪者には家庭の主婦、工員・女中・接客婦が断然多い。女囚に出所後の方針を聞くと必ず水商売をするという。結婚する男性は職人が良いと答える者が多い。公娼制度は全国的に廃止されたが終戦後の経済的窮乏、性道徳の崩壊、その他の社会の特殊事情により新しいタイプの街婦が発生した。それらは無職で生活苦により街娼婦を行っている。年齢は18歳から26歳までに集中している。受刑者には梅毒や淋病、肺結核も相当数いる。

(4) 女子犯罪者と低格性

犯罪者は概して知的に低格であり、犯行行為において、常人の了解に苦しむような動機と方法を持って事犯を起こすに至ることは人の知られるところである。

2) 女子の受刑者

(1) 女子犯罪者と教育

犯罪者中には不就学者「文盲」が相当に多く、概して教育程度は低い。小学校修了が最も多く、特に犯罪者においては中途退学者が多いことは注目するべきで、教育の普及徹底が犯罪を少なくする。無産者の社会では、私生児と無学文盲者が大多数を占めている。したがって、道徳観念はきわめて低く、性道徳観念は低い。男性にあっては強姦犯罪が多く、女性は淫売者が多い。彼らの生活様式は雑居・雑魚寝であり、大人の性生活を子どもが自然にうかがい知ることになり、その子どもも早熟で本能のまま享楽を追うことになる。

(2) 初・年齢

男子が20歳から25歳位の年齢に初犯が多く見るのに対して、女子はその年齢では、既に多くの累犯者を出している。女子は生活環境も複雑であり、性的にも早熟のため、和歌山刑務所収容の少女40名のうち性交の経験のあるもの80%、そのうち性病者は13人（2名が徒党組の統括者、1名は17歳で内縁の夫あり）である。家出放浪した年齢は栃木刑務所の121名の初犯者のうち17歳の18%、16歳で16%、18歳で15%、15歳で10%となっている。

女の月経時の心理状態も犯罪に大いに関係ある。男は貧困が条件で窃盗するところを、女は売淫するということになる。昭和25年和歌山刑務所の調査では、当時18歳未満の少女であっても大半は処女を失っていて、性病に罹患している者もいた。表に窃盗の罪名を挙げ裏では売淫をしているという状態である。また、最近、特別法犯中には、覚せい剤取締法違反者が多数あり、他の罪名の者であっても、大半はヒロボンの経験者といっても差し支えない。

3 小括

戦後から現在における女性刑法の検挙人員の年齢別構成比の推移は、65歳以上の高齢者の占める割合は顕著に上昇している。それにより、女子の万引きの占める割合も上昇傾向が見られる。また、女子の刑事施設入所受刑者は、増加傾向にあり29歳以下は覚せい剤取締法違反が多く、65歳以上は窃盗が顕著に上昇傾向にある。犯罪は、貧困や教育の不足や孤立等が必ず原因している。これらの実情を更生、再犯防止に役立てていく事が重要である。

Ⅲ 初代女刑務所長・三田庸子は福祉を創ったのか？

1 三田庸子と一番ヶ瀬の経歴からみる共通点

三田は1903年（明治37年）に横浜で生まれた。裁判官判事であった父の転勤にしたがって家族も居を変えていった。その父の勧めで、三田は、日本女子大学校家政学科に入学し、在学中、ミス・フィリップの影響を受けキリスト教聖公会で受洗している。また、社会学に関心をもち綿貫哲雄の講義を聴講している。卒業後、東京市の職員として児童保護の現業に携わっていたが、その半年後、三田が家政学卒業という履歴から給食事業を芝小学校で行っている。そして、22歳で結婚した新聞記者の夫は不運にも溺死してしまう。その後、孤児院の副舎監、香蘭女学校の舎監に就任していたが再婚した。子どもは、小児麻痺による障害のある長男と、長女をもうけるが、昭和21年、疎開先の千葉県九十九里浜にて、肺病で夫は早死してしまう。三田は二度も夫を亡くし寡婦となる。三田42歳は、二児を抱え

生活のために、1946年に女性刑務所の所長として大任を引き受けた。とにかく、子ども特に障害のある長男がいたので、働かざるを得ない生活状況であったと言える。

一方、一番ヶ瀬は1927年（昭和2年）に東京で生まれた。父が台湾総監督府事務官になったことから家族一同で移住している。近親者が熱心なカトリック教徒で、勧められて幼児洗礼を受けている。1943年に一番ヶ瀬は日本女子大学家政学部社会事業専攻に入学し、そこで恩師として尊敬する菅支那に出会う。戦後、生活を支えるため、新制中学校教諭、工場の寄宿舎生活相談係となり女子の労働問題に直面する。その後、東京に戻り高校教師の職を得る。そして1953年、日本女子大学家政学部社会福祉学科（旧・社会事業学部）の新任助手となり、同大学で教員として定年を迎えることになる。

以上、二人の大まかな生育歴から見て取れるのは、年の差24歳あるにしても共通した境遇が見られるので下記に記す。

- ・ 戦中、戦後を知っている
- ・ 父親は国家公務員で転勤等により家族も移動している
- ・ 日本女子大学で家政学を学んでいる
- ・ 大学時代に多大な影響を受けた恩師がいる
- ・ キリスト教の洗礼を受けている
- ・ 生活のためケースワーカー（相談員）として勤めている
- ・ 多くの女性への指導（所長、教員）を行うとともに職業上の実績を残している

これらの共通点について、三田の人物史を描いた一番ヶ瀬は気づいていただろうと思われる。

一番ヶ瀬は、「他人ごとではない」とよく口癖のように言っていたが、この「他人ごとではない」という表現を「情動的感性的認識」としながら、「理性的科学的認識」に転化させ、運動論として展開する必然性があるとしている。一番ヶ瀬も、若き頃に佐世保建設労働組合書記を経て、鐘紡丸子工場での女子寄宿舎の舎監兼付属学校の教員の頃に、女子労働者の抱える悲惨な実態に直面している。だからこそ、一番ヶ瀬は、女子刑務所の課題に取り組む三田の苦悩について、情動的感性的認識として他人ごとではなかったと捉えられる。三田自身も夫に先立たれ二人の子供を抱えて経験した女性の貧困や労働の問題は、今度は立場が違えども累犯女子の出所後の課題となり、三田自身においても累犯女子の行く末は他人ごとではなかったことから、それを理性的科学的認識に転化させ、業績として女子刑務所の改革を展開していったとうかがえる。

そして、「他人ごとではない」と同じ意味合いで、一番ヶ瀬は「冷たい頭と熱い胸」を機会があるごとに用いて社会福祉の意味を説明している。「冷たい頭と熱い胸」についての説明として、「熱い胸は問題に気づく感性的認識であり、社会福祉ではそれは大事にしなければならないが、そこにとどまっている限りより根本的な解決にならない。」（一番ヶ瀬1971、57-58）とし、理性的科学的認識に転化し実践しなければならないとしている。

「三田は、冷めた目で、女性の犯罪の特有性ととも、その基底にある男性優位の社会とりわけ日本社会の差別構造をしっかりと見抜いていた。」（著書「福祉を担う人びと」第3章の「福祉を創った人びと」の中の「三田庸子ーひとりの憂いを去りしなば」【以下、Aと記す】245頁）と一番ヶ瀬は述べており、ここでは、冷たい頭ではなく冷めた目として、三田は理性的科学的認識により女性差別を見抜いていたとしている。すでに三田は、

東京市児童保護課でケースワーカーとして社会福祉の実践を行っていた頃に、理性的科学的認識による相談・処遇の方法を業務として習得していたと言ってよい。しかし、三田自身の待遇、つまり、初めての刑務所の女性所長という立場こそ女性差別の象徴として、刑事司法のキャリアのない三田は、男性と同等、あるいは男性より優遇された待遇を得ていると捉えられる。そのような意味では、日本社会の差別構造は身をもって理解していたであろう。それとは別に、三田は女囚の不幸な人生構造を見抜いていたと言えるのではないか。女囚の不幸は、女囚自身が不幸と思うところにある。第三者が個の女囚を不幸と思うだけでは女囚は不幸ではない。それについても、本稿でこれから触れていくことになる。

一番ヶ瀬について言えば、研究者という第三者の立場から、女性差別に関する活動を行い、女性労働問題、母体保護、女性の老後問題、教育、性の問題等の女性福祉の領域はもちろん、社会福祉全般にわたり膨大な足跡を残している人物である。

2 「女」と「母性」

一番ヶ瀬は、三田庸子に関する叙述のなかで「女・女性」と「母性・母」という語を幾度となく使用している。

たとえば、「女でなければ気がつかないところからやっついこうというのが、彼女の考え方であった。」(A、241頁)とある。ここからは、女だから女子刑務所の改善点が見えてくると読み取れる。逆に、男ならばすり込まれた無意識的女性差別あるいは女性蔑視により改善点が見えてこないことになる。一番ヶ瀬は「自分の差別に気づかない人は、人の差別もわからないと思うんです。女性なら女性差別の問題に実践的に関わらないと、本当の社会福祉がわかるわけがない。」(労働教育センター2001)と述べている。

もちろん三田もそれを良く理解している。終戦直後、女性だから女子刑務所の所長に就任したのであって、三田自身に当初から能力があつての抜擢ではない。冒頭で記したように、戦後当時のGHQが女子刑務所の所長は女性であるべきという意向を示した理由に、女性差別の撤廃、女性解放の意図があつたことは言うまでもないが、三田にはそのような目算はなく、とにかく子供がいたから、何としても働かなければならなかった。そのような切羽詰まった生活状況で、三田は初代女刑務所長の任を引き受ける。その後、女性の視点を取り入れた女子刑務所での実績は、三田の著書「女囚とともに」【以下、Bと記する】、33頁)に示されている。

「赤い着物と臭い飯」は牢獄の代名詞であつたが、終戦後はもう刑務所には臭い飯はなく、三度三度炊きたてのご飯を食べさせていた。「赤い着物」は、依然として存在していた。夏が来ると、囚衣をだんだん脱いで、襦袢1枚となり、それを夏着として着せている。襦袢着は裸の一手前であり、襦袢と腰巻きが女性の夏着の一番下品な部類である。」

「終戦後の繊維事情の悪い時に、各所に配給された灰色のドンゴロスのような生地で作られたもんぺ型の囚衣は、当時はとても暖かそうで、唯一の冬服であつたが、今となっては見るかげもなく汚なくてむき苦しい。和歌山刑務所では配給の割当の糸の分量で、許可を受けて、黒地に赤の縞の木綿を織って囚衣を仕立ててみた。見るからに上等な衣裳となった。(中略) 現今ではいっそ洋式に改良してはという意見が多く(中

略）着替えに便利にと上申した。」

女囚の夏着は襦袢であり、着物の下着であるから、そのような姿で所内を歩くことは一番下品であると三田が言うのは当然である。女囚も嫌だったのだろう、もんぺ型女囚服を縞柄のモダンな着物に変えると、女囚の顔に活気が見られたと述べている。女囚服の変更は三田の女性らしい視点によるものである。

それでは、「母性」についてはどうか。一番ヶ瀬は「三田は、あくまで母であったその母性を、女囚とともにおくるなかで、遺憾なく発揮した。」（A、245頁）とある。ここでいう一番ヶ瀬の母性とは何か。女性が子供を産み育てれば母となるが、母であれば母性があると言えるのかは別のように思われる。

そこで、一番ヶ瀬が『原始女性は太陽であった』（平塚らいてう）の言葉をひくまでもなく、人類の原始段階では洋の東西を問わず、生命の生産と再生産の機能を持つ女性は、まさに太陽であった。」（女性解放の構図と展開、14頁）と、平塚らいてうを引き合いに出して述べていることから、ここでは、一番ヶ瀬が理解を示している平塚らいてうの母性主義に若干ふれてみる。平塚らいてうは長女を出産してはじめて、「この新しい生命の存在が、家の中の空気はもちろん、私の心までもこうも変えてしまうのかという驚き、妊娠という事実を否定したいと思っていたことが、まるで嘘のように思われた」と述べている。こうして、平塚らいてうは自らの出産・育児という体験を経て母性主義の認識を持つようになった。

つまり、母性の役割として育児の重要性を主張し、与謝野晶子らとの母性保護論争につながっていった。本稿では平塚らいてうの活動はここまでとするが、一番ヶ瀬はこの主張に沿うかのように新たな展開に踏み込んで、女子差別撤廃条約や母性保護に関する条約に基づく女性の雇用問題と母性保護を訴えている。

ひるがえって、女子刑務所長の三田が母性を発揮したとすれば、女囚の栄養失調を食い止めるため食事を改善したことが挙げられるだろう。子が病気しないように食事に気を付けることは、子育ての基本である。刑務所では女囚が母性の対象と見なすと、以下のB、16-17頁に記されているような行動であろう。

「女子受刑者また一名死亡。これで今年に入ってから死亡者累計は五十名に垂んとしている。」

「青白いこの顔色も一体何が原因するか。（中略）栄養失調症で死亡していた。」

「私は壇上に立って、しばらくの間あいさつの言葉もでなかったほど、それら女囚の顔色の青白いこと、獄衣の色のきたなさを、ぞっとする思いに見たのでございます。」

「帰宅後、持ちかえって、カロリー計算をする。食糧係の職員が不慣れなため計算方法を私が教えている。昔取った杵柄であるから、」

その他に、三田は「裁判官に働きかけて、妊娠あるいは出産直前の女囚のその刑の執行を伸ばしてもらうことに成功した。」とし、「出産したのち刑務所に入ってくること、子どもはなるべく刑務所外で育てることを実現した。」（A、242頁）とある。また、三田は「携帯乳児（刑務所に収容される乳児）が増加しているが、この携帯乳児が大きくなって殺人

や強盗になった例をしばしば聞く。何とか刑務所に生まれ育つ乳児が犯罪者とならぬよう防止すべきである。受刑者の妊婦の願い出があるとき優生保護法により始末ができないものかと思う。女子収容の施設には必ず携帯乳児がいる。妊娠中の女囚には保護先がないことから、近くの保護医に引き取ってもらう。」と私見を含め述べている

平塚らいてうが主張するように母性の役割を育児とするならば、育児に直接携わらなくとも、子どもを健全に育つ環境におくことは母性の役割とも言える。これにつけ加えて、女囚の母体保護あるいは母性健康管理の意味も含まれる。

このように見てくると、一番ヶ瀬が言うように、三田は母性を遺憾なく発揮したと考えられもするが、しかし、当時から三田は母性について語っていないし、刑務所長時代の業績について母性の視点で捉えたとする記述もないことから、母性から発する業績はないと捉えても良いと思われる。むしろ、三田の母性の全てを向けられた先は、障害のある長男と元気のよい長女であると考えられる。このことは、三田の「制服の母」の叙述において、母と子の自然な温かい会話として残されているが、ここではその詳細について省略する。

3 就労と居場所

刑務所で一番の課題は、女囚の服役後の更生であり再犯防止にある。そのためには、社会での本人の出番となる就労と、生活の基盤である居場所の確保である。これについて、三田は下記のように述べている。

「女囚の釈放された後の生活が、がちり大地についたものでない限り、必ずやまた罪を犯して再入してしまいます。それならどうしたらよいか、それには女が一人で経済的にやってゆけるだけの手に職をつけてやることです。」(B、21頁)

女囚に手に職をつけさせることを考え、以前からの鼻緒芯作り、たわし作りに加え、和服や婦人子供服等の裁縫も女囚に取り組ませた。しかし、戦後は洋装の時代であり、裁縫の技術によって安定した就労につながるには困難があると思われる。このようなこともあり、生活能力の養成として女囚に特に人気のあったのは、美容師の資格取得であり、当時の状況は以下のとおりで、三田は当局に上申するなど、所長として現実的な女囚の就労先を考えていた。戦後の混乱している時期に、父親なしで子供を育てる生活の厳しさについて、三田は身をもって知っている。女囚に対し生活の基盤を定める処遇に重点をおいている。

「1948年の夏、美容工の新設を計画して、当時六百名の女子受刑者に、美容術を習得したい人はと、調査したところ百五十名も手を挙げた。学歴と刑期とにらみ合わせ刑務所内の美容室を養成施設として完備することである。私は刑務所内の美容室を厚生大臣の指定をうけるよう、運動していただきたいと当局にお願いしている。」(B、34頁)

また三田は、出所間近の女囚で特に保護者のいない帰住先のない者に対して結婚を斡旋している。手に職をつけて出所しても、孤立・低賃金・不安定就労から貧困に陥り、再び窃盗などの罪を犯す可能性は高くなる。そう考えれば、結婚は更生の一つの手段であり、居場所の選択肢の一つである。三田は申込み男子の調査を行っている。昭和20年代後半か

ら急激な経済成長がなされ、農村から都市への男子の出稼ぎの増加もあり、「母ちゃん農業」「三ちゃん農業」という言葉が流行したように、女性のみによる農業労働を余儀なくされた。そのように、当時は、女性を労働人員と見込み結婚の申し込みをする者もいた。

「和歌山刑務所では保護者のない者から優先的に結婚させて成功している。今年の二月から本年三月までに二十数名の申し込み男子があり、六組の結婚を斡旋した。(中略)二十数名の申込者は、必ずしも前科のある人ばかりではない。しかしこちらにとって調査の要ありとするのは先方で、あるいは結婚詐欺、或いは人身売買の目的？と疑って、彼女らのために細密な調査を必要とする。」(B、33頁)

三田の刑務所長時代には、すでに東京渋谷に設置している両全会等のように、女子更生保護施設において就労支援や結婚相手の紹介がなされている。更生保護施設は、刑務所を出た後、直ちに自立することが難しい元受刑者を受け入れ、金銭管理や生活指導や就職探しを通じて社会復帰を支援している。ただし、2016年4月の時点で、全国の更生保護施設103施設のうち、女子専用は7施設と少ない現状であるので、現代においても、更生に向けての女子刑務所の役割は大きいと言える。もっとも、戦後から現代までを通じて、刑務所では、特に女囚の出所後の出番や居場所を確保することが更生に役立つと認識し処遇されていることは言うまでもない。

ところで、三田の後任は男性であった。女性だからやれることがあると考える三田は、女子職員について下記のように考え、なかなか女性の後輩が増えないことを残念に思っていた。

「囚人を取り扱う看守たちは、教育者になったつもりで、事に当たらなければなりません。(中略)また婦人看守は、あまり若い方は結婚と言うことによってやめることが多いので、看守が高い教育的職業でありますだけに、長くおちついてくださる方がよいのです。未亡人の方など私はうってつけの職業かと思ってさえおります。(中略)よき人を得るには待遇をよくせねばだめですし、(中略)看守の待遇も再検討されねばならぬことと思うのでございます。」(B、25頁)

これに応答するように、一番ヶ瀬は「三田が切り開いてきた道は、今なお大道にはなっていない。それは女性差別が激しい日本社会の象徴であると同時に、母は強しの“強し”が社会的に発揮できない現代の女のもろさであろうか。」(A、249頁)と述べている。

三田は婦人看守の待遇について再検討を必要としていた。当時、若い婦人看守は結婚を機に退職し、男女の性別役割分業として家庭に入り家事・育児をこなしていた。一番ヶ瀬としては、婦人労働の特質として、「婦人の就労は家計の状況を通じ、成人男性労働者の労働条件や雇用状況に支配されている」(一番ヶ瀬、1989：女性解放の構図と展開84頁)として状況を把握したうえで、女性福祉の視点で、女性差別、母体保護、女性労働の問題と捉えている。

この刑務所の若き婦人看守の退職問題は、現代においては形を変えて、女子刑務官の約4割が採用3年未満で離職しており定着しないことが問題となっている。その理由は結婚

出産も多いが、女性受刑者が急増し高止まり傾向で収容率は100%を超えることによる業務過剰であり、かつ高齢受刑者に対する更生指導以外の介護等の対応や、病院に緊急搬送への対応などによる不規則な勤務が発生する等、本来の業務を行うことに時間的心身的な負担となっている女子刑務官が多いことがうかがえる。法務省では女性刑務官の増員のため、募集時にキャリアプランの紹介や、現役刑務官との座談会を行っている。

しかし、それだけでは定着率の向上にはつながらないと思われる。例えば、女性刑務官は女性受刑者の更生に関する問題に対応することから、更生保護、生活困窮、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉等を学んだ者、個別相談援助技術を習得しているような社会福祉関係の大学を卒業した者、福祉分野で就労経験のある者等の人材を確保することが望まれる。

さて、戦後、女囚の服役後の就労と居場所の確保等に、三田は奔走してまわった。その陰で女性（婦人）の看守や管理職がどれだけ関わったのか見えてこない。もっともなことであろうが、三田の著書「女囚とともに」、「婦人と犯罪」において、女性の看守や管理職については一切記されていない。また、一番ヶ瀬は、三田について福祉を創った人としているが、三田一人の奮闘だけで刑務所内の改革を行えるものだろうかとの疑問が出てくる。女性の看守たちも、日々の業務の中で女性の視点で所見がなされていたと考えられることから、看守からの意見の吸い上げはなされなかったのか、三田は女子刑務所職員の待遇改善にも一石を投じるべきではなかったか等、推量するのみである。いずれにしても、三田と看守や管理職との接点の有無について明らかにしたいところである。

4 売春問題と婦人保護

三田の著書「婦人と犯罪」において、女子犯罪と街娼婦の問題を取り上げている。戦前からの公娼制度は、1946年「日本における公娼廃止に関する件」によって廃止された。

それに代わり、私娼である街娼婦やパンパンが増加し、特殊飲食店（赤線）も発生した。街娼婦等を保護する目的で、1947年厚生省による婦人保護要綱が決定し、それにもとづき全国に17ヶ所の婦人保護施設（1948年の総定員数960人中578人入所・入所率60.2%）が設置された。同年、東京都における街娼婦の調査によると、職業は無職が約71%で、あとは女工、ダンサー、店員、事務員、進駐軍雇婦等である。その動機は、生活苦が50%、続いて好奇心、誘惑、自暴自棄等である。街娼婦の中には家族への仕送り、子どもの養育のために廃業できないという者もいた。年齢は18歳から26歳で約85%を占めている。また、女囚においても梅毒・淋病の性的疾患も少なくない状況であった。

結局、1958年に売春防止法は全面実施されたことになり、それに伴い婦人保護施設62カ所（同年の総定員数2,500人中1,150人入所・入所率46.0%）の開設となった。入所人員は少ないように思えるが、街娼婦等であった女性の社会復帰のため、婦人相談員や施設職員は援助活動をおこなっていた。女子刑務所では、窃盗の裏で売春をしていた女囚もいたことから、出所後、生活苦により街娼婦等として売春を行わないように、手に職をつけるよう就労の指導に力を入れた。三田も、女囚の生活能力の養成によって、どん底生活に陥ったとしても、売春の生活に入ることなくなると考えていた。

公娼はいわゆる貧困な家庭からの身売りであった。また、街娼婦にしても生活に困窮しているだけでなく、障害を抱えていたり家族内の問題が多発していることがほとんどのケースに見られ、福祉相談援助の対象であった。売春防止法に基づき都道府県に1ヶ所設

置された婦人相談所は、売春を行った者に対する保護や更生等による再犯防止対策から、売春の恐れのある者に対する未然防止対策までの相談、指導、一時保護等を主に行ってきた。

しかし、このような婦人保護の対象者は、社会からマイノリティな存在とされて、売春防止法の実施や、それに伴う婦人保護施設の開設等により、制度の流れの中で保護され消滅していくと見なされてもいた。そのような経緯もあったのか、一番ヶ瀬の研究歴において、公娼制度から解放された婦人たちの保護の研究は極めて少ないと言ってよい。一番ヶ瀬自身、社会福祉の分野として更生保護、女性福祉として婦人保護の分野の研究が遅れていることを認めている。

現代では、婦人相談所の事業内容も変わり、配偶者間の暴力に関する配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設としても位置づけられ、一般の女性が抱えている様々な相談にも取り組んでいる。それらの問題は、夫婦間暴力、児童虐待、障害者の問題等があり、制度的にも人的にも社会福祉の支援を必要としていることもあり、それに関する研究も蓄積されてきている。

5 累犯女子の更生支援

福祉を創った人として取りあげられたこと自体、三田は刑事司法分野で女性の更生に貢献したと言えるだろう。当時、和歌山女子刑務所に入所してくる女囚の累犯は2犯が多いが、最高で16犯という者もいる。その累犯の原因は以下の心理的な側面があるとされている。

第一に、一度刑を受けると自暴自棄になり、出所後はずるずると深みに陥る傾向がある。特に覚醒剤は依存度が高く、再犯の可能性は高くなり、更生は困難な状況が見られる。

第二に、累犯となると刑務所生活にもなじみができ、服役生活も辛く感じなくなる。女囚の短絡的な思考により、服役の意味を理解できないこともある。

第三に、女子は罪を犯すと、家族である夫や子どもからも相手にされなくなり孤独となる。累犯の妻を待つ夫などは皆無に等しい。また、家庭内に問題も多く、子どもへの虐待等が認められるケースも見受けられる。

このような実態がみられる累犯女子の更生支援については、まず、家族や親族のもとに帰ることができれば良いが、それがなかなか難しいケースもある。たとえば、仮釈放においては、帰住先が確定されない者の仮釈放は再犯の危険が多いことから、仮釈放できない女囚は少なくない。仮釈放されても、実家の玄関先で父親から「世間体が悪いので帰ってくるな！」と言われ、刑務所に引き返してきた女囚もいる。家族の拒否が見られる者は、結婚の斡旋を受けること、就労し自立生活を営み自立すること等を選択していく。

三田の累犯女子に関する分析結果は、今も同じような傾向にある。そのため、現代ではその課題に対応するため、女子刑務所では女性特有の課題に関わる処遇プログラムがあり、窃盗防止指導、自己理解促進指導、自己支援指導、高齢者指導、家族関係講座が実施されている。

V まとめ

三田の和歌山女子刑務所の所長としての任期は、戦後1946年から1959年の13年間である。当時の累犯女子の実態と、現代のそれを比較することで、戦後の累犯女子、女囚特有の問題を整理した。その所長時代の三田は、刑務所の食事の改善、女囚の衣類の変更、「至聖所」

という祈りの場所を作る、門に掲げている「和歌山刑務所」の看板を外し「〇〇寮」という看板にする、「女子刑務所」というバス停留所の名前を「四ヶ郷」に変えさせる等、女性福祉に関係のないと思われる業績もある。

それらも踏まえ、一番ヶ瀬の女性福祉の視点を背景に、「女・女性」と「母性・母」、「就労」と「居場所」、「累犯女子の更生支援」等のテーマのなかで、「三田は福祉を創ったのか」について考察を重ねた。一番ヶ瀬がいう女性福祉に関するテーマとしては、女性、母性、労働、母性保護、差別、教育をキーワードにしていることから、これらを含み述べてきた。

まず、「女・女性」と「母性・母」では、女囚の出産後の母子分離の可否に疑問が残った。

「就労」と「居場所」、については、女囚の更生において経済的自立と安心して住める場所の確保が何よりも重視されている。それは今日の刑務所の処遇目的でもある。しかし、同じ刑務所内の女子職員に関する就労改善等の有無の記載がないことにより、女性福祉の視点が三田にあったのかを明確にする材料を損ねている。また、「売春問題」と「婦人保護」では、女囚の出所後に再び売春をしないよう経済的自立のための手に職を付けさせることを考えていた。そして、一番ヶ瀬の口癖とされる「他人ごとではない」や「冷めた頭と熱い胸」について、三田もそのような感性を持っていると捉えられたが、刑務所の所長として、三田は母性を発揮したとは言い切れない。

以上のことから、三田は福祉を創ったと言い切るには、本研究の範囲内では明らかにその材料は不足している。しかし、出所後の再犯防止のため福祉専門官が配置されていること等の現在の刑務所の改革において、戦後の初女刑務所長としての三田の足跡も、その土台の一部となっていることは確かであろう。

参考著書

- 一番ヶ瀬康子「福祉を担う人びと」労働旬報社 1994
- 一番ヶ瀬康子「女性解放の構図と展開—自分史からの探求」ドメス出版 1989
- 一番ヶ瀬康子編「共同討議 戦後婦人問題史」ドメス出版 1971
- 一番ヶ瀬康子「社会福祉への道」風煤社 1972
- 一番ヶ瀬康子「社会福祉・女性解放」労働教育センター2001
- 岩田正美・田端光美・古川孝順編「一番ヶ瀬社会福祉論の再検討—生活権保障の視点とその広がり」ミネルヴァ書房 2013
- 女性史総合研究所編「日本女性史4 近代」東京大学出版会 1982
- 三田庸子「婦人の犯罪」日本評論社 1954
- 三田庸子「女囚とともに」朝日新聞社 1955
- 米田佐代子「母性主義の歴史的意義—『婦人戦線』時代の平塚らいてうを中心に」女性史総合研究所編「日本女性史5 現代」東京大学出版会 1990